

■平成25年12月末現在の国の最新情報と今後の予定■

(1) 国の最新情報

平成25年8月6日付けの「内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡」「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」を受けたニーズ調査案と事業計画の基本指針の方針の確定を受けて以降、第6回会議(9月13日)、第7回会議(10月3日)、第8回会議(11月25日)、第9回会議(12月16日)および12月26日の国の第10回子ども・子育て会議までの国の最新情報のポイントは以下の通りです。各ポイントの詳細は「参考資料」参照。

なお、12/26の会議では、保育の必要性認定(とくに保育の必要量の部分)については、とりまとめが次回(1/15予定)に持ち越されました。これにより、1/上見込みのニーズ調査等に関する国からの「作業の手引き」の発出時期にも遅れがでることが予想されます。

ポイント	要旨
次世代育成支援行動計画について(次世代育成支援対策推進法)	<ul style="list-style-type: none"> ●第7回会議からの議論を受けた、同法案の延長については以下のような方向性が示された。 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援地域行動計画関連部分及び特定事業主行動計画関連部分については、引き続き検討し、とりまとめを行い、次期通常国会に「次世代育成支援対策推進法」の改正案を提出する予定。 ・一般事業主行動計画関連部分については、現行法が次世代育成支援対策を集中的・計画的に実施するため10年間の時限法としたことを踏まえ、今後の10年間を更なる次の取組期間とする。
保育の必要性の認定「区分」と「保育必要量について」	<ul style="list-style-type: none"> ●保育標準時間(利用) <ul style="list-style-type: none"> 【就労時間の基準】 1週当たり30時間以上。 【保育利用可能な時間帯(保育必要量)】 1ヶ月当たり平均275時間(212時間超・292時間未満) ●保育短時間(利用) <ul style="list-style-type: none"> 【就労時間の基準】 就労時間の下限は1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間 【保育利用可能な時間帯(保育必要量)】 1ヶ月当たり平均200時間(212時間以下) <p>※12/26 現在、一部委員の反対により、最終とりまとめは次回(1/15予定)に持ち越し。</p>
地域型保育事業の基準について	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村による認可事業(地域型保育事業)である「小規模保育(利用定員6人以上19人以下)」、「家庭的保育(利用定員5人以下)」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」についての基準(参考資料参照)が概ねとりまとめられた。 ●国が定めるこの基準を踏まえ、認可基準は、市町村が条例として策定する必要がある。 ●この国が定める基準については、施行5年後を目途に行う制度見直しの際、経過措置の取り扱い等を含めて見直しをすることが検討されている。

ポイント	要旨
地域子ども・子育て支援事業の基準について	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業についての議論が別途参考資料のように整理された。 ●放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、現行の放課後児童クラブガイドラインの内容を基本として、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、新たに策定するガイドライン等により明確化する方向性であることが示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの具体的な機能・役割の明確化 ・資格要件としての研修科目・内容等 ・児童と継続的な関わりを持つ経験を有する者における資格要件の考え方 ・職員の質の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制 ・安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点 ・障害のある子どもの受入体制 ・被虐待児、養育困難家庭など特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応

(2) 平成26年1月以降の予定

年月	国の動き	市町村ニーズ調査	
		ニーズ調査・事業計画	条例制定等
26年1月 ～2月	<ul style="list-style-type: none"> ●1/上～中 国から集計方法等の「作業の手びき」開示 ※関連する議論が1/15の会議までずれ込んだため、遅れが予想される。 ●1/24 都道府県担当者会議(ここで今後のスケジュールが確定する予定) 	●手引きに基づく詳細集計	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●認可基準・運営基準・保育の必要性の認定基準・地域子ども・子育て支援事業、放課後児童健全育成事業の基準の提示(政省令・告示制定) ●幼保連携型認定こども園保育要領とりまとめ(告示) 	●事業量の見込みの検討及び県への報告・調整	
4月 ～5月	<ul style="list-style-type: none"> ●公定価格(給付の単価・利用者負担など)の骨格の提示及び施設の意向調査 ●制度管理システムのインターフェイス仕様(請求審査・支払)公表 	●事業計画骨子案(事業量確保方策等)の検討	●新制度に関する条例案の検討
6月 ～8月		●事業計画案の作成	●新制度に関する条例の上程
9月		●事業計画案(事業量見込み・確保方策等)中間とりまとめ及び県への報告・調整	
10月		●県との協議を踏まえて計画案最終調整	●各種認可・確認、認定、届出受理等事業実施に向けた準備開始
～		●パブリックコメント実施等	
27年3月		●事業計画確定	
4月	新制度施行		

参考資料

◆今後の次世代育成支援対策推進法について

第9回子ども・子育て会議等資料より作成

「子ども・子育て支援法」附則第2条に規定されている「次世代育成支援対策推進法」の延長について、第7回子ども・子育て会議にて、関係省庁や労働政策審議会等で検討を始めることが明らかにされていました。

次世代法の延長について検討される部分【第7回子ども・子育て会議資料より】

・次世代育成支援地域行動計画関連部分 ⇒ 子ども・子育て関連3法で「子ども・子育て支援事業計画」の策定義務化に伴い、任意策定となった経緯を踏まえた上で、関係省庁において検討

・一般事業主行動計画関連部分 ⇒ 厚生労働省労働政策審議会において検討

・特定事業主行動計画関連部分 ⇒ 一般事業主行動計画関連部分の検討状況を踏まえて、関係省庁において検討



検討される部分の内、厚生労働省労働政策審議会にて審議されていた一般事業主行動計画関連部分については、現時点において、少子化の流れが変わったとまでは言えず、出産や育児のためにやむを得ず離職する女性の存在や男性の育児参加の遅れなどが指摘されており、子どもを産み育てやすい社会の実現に向け課題が残されていることから、以下のとおり、次世代法を延長する方向性であることが報告されました。

▽ 一般事業主行動計画関連部分の今後の方向性 ▽

【次世代法をさらに10年間延長（平成27年4月1日から平成37年3月31日まで延長）】

- 現在の少子化の進行等の状況や一般事業主行動計画の策定が義務化されてまだ日が浅い企業もあることを踏まえれば、次世代法を延長し、引き続き次世代育成支援対策に取り組んでいくことが重要。
- 延長期間は、現行法が次世代育成支援対策を集中的・計画的に実施するため10年間の時限法としたことを踏まえ、**今後の10年間を更なる次の取組期間とする**ことが**適当**。

従来から非正規雇用の労働者も対象であったがより明確にするため、記載

【一般事業主行動計画の指針の内容を追加】

- 行動計画策定指針に、**非正規雇用の労働者も取組の対象であることを明記**するとともに、男性の育児休業取得促進の取組、所定外労働の削減の取組、年次有給休暇の取得促進の取組など**働き方の見直しに資する取組を進めることが重要である旨を盛り込む**方向。

【計画策定・届出の枠組みに代えた実績公表の枠組みの追加】

- 現行の一般事業主行動計画の策定・届出義務の枠組みを維持しつつ、高い水準の両立支援の取組を行い、今後新たに設ける認定を受けた企業については、当該取組を継続しやすいように**一般事業主行動計画の策定・届出に代えて両立支援の取組の実績を公表する仕組みを設ける**方向。

【認定制度の充実】

- 現行の認定に係る厚生労働省令で定める基準について、以下の見直しを行う方向。
 - ①男性の育児休業取得に係る基準について中小企業の特例を拡充
 - ②女性の育児休業取得に係る基準の見直し
 - ③所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得促進のための措置、その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置に係る基準の見直し
- 既に相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の両立支援の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な両立支援の取組を促進するため、**現行の認定制度とは別に新たな認定制度を設ける**方向。

両立支援の取組をより推進するために「認定制度そのものの認知度を高めること」「経済的インセンティブとしての優遇措置について検討すること」「認定手続の簡素化の具体的な方法を検討すること」の必要性も示されている



次世代育成支援地域行動計画関連部分、特定事業主行動計画関連部分の扱いについては、引き続き検討し、とりまとめを行い、次期通常国会に「次世代育成支援対策推進法」の改正案を提出する予定となっています

◆保育の必要性の認定「区分」と「保育必要量について」

第10回子ども・子育て会議等資料より作成



H25.12.26
時点での案

区分	就労時間の基準	保育利用可能な時間帯（保育必要量）
保育標準時間（利用）	<ul style="list-style-type: none"> 両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合を基本 就労時間は 1週当たり30時間以上を基本 <p>※計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ヶ月平均 [11時間×300日÷12ヶ月=275時間] 1ヶ月最大 [11時間×6日×(31日÷7日)=292時間←月～土曜開所の場合の週6日11時間利用] 1ヶ月最低 [8時間(原則的な保育時間)×6日×(31日÷7日)=212時間←保育短時間の上限] 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の保育所の開所時間である 1日当たり11時間までの利用に対応するとし、現行の保育所の年間開所日数 300日を概ね保障することを基本 <p>保育必要量 =1ヶ月当たり平均275時間(212時間超・292時間未満)</p> <p>保育必要量は、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するもの</p>
保育短時間（利用）	<ul style="list-style-type: none"> 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定 就労時間の下限は 1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本 <p>★現行において保育所利用可能な就労時間の下限設定は市町村によりバラツキが見られるため、上記以外に設定している市町村においては、保育の量的確保に時間を要することを考慮し、最大で10年間の経過措置期間を設け、段階的に対応できるようにすることを検討。また現在、保育所に入所している児童については引き続き入所することができるように経過措置も検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則的な保育時間である 1日当たり8時間までの利用に対応することを基本 <p>保育必要量 =1ヶ月当たり平均200時間(212時間以下)</p> <p>※計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ヶ月平均 [8時間×300日÷12ヶ月=200時間] 1ヶ月最大 [8時間(原則的な保育時間)×6日×(31日÷7日)=212時間←月～土曜開所の場合の週6日8時間利用]

延長保育事業との関係は、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理する（標準時間は11時間を超える分、短時間は8時間を超える分を「延長保育」の扱いとする方向）

※1 「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」については、上のような区分を設けず、利用者負担も一律

※2 就労以外の事由の内※1の事由以外については、上のような区分を設けることを基本

※3 区分に対応した保育料（利用者負担）については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの整合性の確保に配慮して今後検討

◆地域型保育事業の基準について

第10回子ども・子育て会議等資料より作成

面積基準は、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」に



- ★「従うべき基準」＝「職員の資格、員数」
「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びにこどもの健全な発達に密接に関連するもの」
- ☆「参酌すべき基準」＝上記以外のもの



H25.12.26
時点での案

▽「小規模保育事業」の基準の概要 ▽

類型基準	A型【保育所分園に近い類型】	B型【AとCの中間的な類型】	C型【家庭的保育【グループ型小規模保育】に近い類型】
★ 保育従事者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士＋保育従事者（一定の研修を受けた者） ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 ※保育士割合は1/2以上 ※保育士比率が上昇した場合、公定価格上、段階的に対応していくこととして、保育士比率の上昇を促していく仕組みを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
★ 職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3：1 ・1、2歳児 6：1＋1名 ※保育所と同じ比率の職員配置数＋1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3：1 ・1、2歳児 6：1＋1名 ※保育所と同じ比率の職員配置数＋1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 3：1（補助者を置く場合、5：2）
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理（調理業務の委託可。連携施設等からの搬入可。※社会福祉施設、病院を含む。へき地・離島については学校、学校給食センター含む） ・調理設備（通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容。搬入する場合は、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求める） ・調理業務に従事する調理員の配置（ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要） <p>※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設ける ※円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける</p>		
☆ 設備・面積	<ul style="list-style-type: none"> ・0、1歳児 乳児室又はほふく室：1人3.3㎡ ・2歳児 保育室：1人1.98㎡ ・屋外遊戯場（付近の代替地可）：2歳児に対し1人3.3㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・0、1歳児 乳児室又はほふく室：1人3.3㎡ ・2歳児 保育室：1人1.98㎡ ・屋外遊戯場（付近の代替地可）：2歳児に対し1人3.3㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・0、1歳児 乳児室又はほふく室：1人3.3㎡ ・2歳児 保育室：1人3.3㎡ ・屋外遊戯場（付近の代替地可）：2歳児に対し1人3.3㎡
☆ 耐火基準等	<p>【保育所に準じた上乗せ規制あり※更に検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であること ・消火器等の消火器具の設置 ・非常警報器具の設置 ・保育室等を2階以上に設置する場合には、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を設ける ・避難階段については、当面、現行の認可保育所に準じた取扱い <p>※建築基準法、消防法等との関係については、保育所、家庭的保育事業に関する位置付けを基本として各規制について整理</p>		
連携施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」の役割を担う連携施設の設定（必ずしも1：1の関係でなくても可） ※離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、この限りでない（特例措置） ※連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置） ・嘱託医 		

※現行制度事業のうち、小規模保育事業への移行が想定される事業 ⇒ 保育所分園、グループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など
 ※離島、へき地など児童人口減少地域における定員は、弾力的に取り扱う方向で更に検討
 ※3歳以上児については、利用定員の範囲内で受入が可能（特例給付）となるが、定員の分布が広範囲であり、かつ、地域において他の保育基盤がないことも想定される児童人口減少地域に関しては、経過的な措置を含めて検討
 ※離島、へき地における事業であって、3歳以上児を常時受け入れることが想定される場合においては、幼稚園教諭又は小学校教諭で市町村が必要と認める研修を受けた者を、A型・B型における保健師又は看護師と同様の特例（1人まで保育士としてカウント可）に含める
 ※連携施設については、小規模保育事業者と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とするが、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行う

▽「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の基準の概要 ▽

事業基準	家庭的保育（利用定員5名以下）	事業所内保育		居宅訪問型保育
		利用定員19名以下	利用定員20名以上	
★ 保育従事者の資格	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者（+家庭的保育補助者） ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ※研修については、現行の家庭的保育者に対する基礎研修及び認定研修を基本、家庭的保育補助者についても現行の基礎研修の修了を基本とし、今後見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士（+保育従事者） ※小規模保育（A型・B型）と同様の基準 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可 ※保育所と同様の基準 	<ul style="list-style-type: none"> 保育従事者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ※労働基準法との関係については引き続き検討
★ 職員数	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児（全年齢） 3：1 ※家庭的保育補助者を置く場合 5：2 ※保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で今後検討 	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児 3：1 1、2歳児 6：1+1名 ※小規模保育（A型・B型）と同様の基準 	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児 3：1 1、2歳児 6：1 ※保育所と同様の基準 	<ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児 1：1
給食	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理（小規模保育と同様） 調理設備（小規模保育と同様） 調理業務に従事する調理員の配置（ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要。保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可） 	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理（小規模保育と同様） 調理室（定員20名以上）または調理設備（定員19名以下） ※社員食堂を活用することも可能 調理業務に従事する調理員の配置（ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要） 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問先の居宅にて保育を行うという事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本 	
★ 設備・面積	<ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児 保育を行う専用居室：1人3.3㎡（部屋自体は9.9㎡が必要） 同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭（付近の代替地可）：2歳児に対し1人3.3㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 0、1歳児 乳児室又はほふく室：1人3.3㎡ 2歳児 保育室：1人1.98㎡ 屋外遊戯場（付近の代替地可）：2歳児に対し1人3.3㎡ ※小規模保育（A型・B型）と同様の基準 	<ul style="list-style-type: none"> 0、1歳児 乳児室（1人1.65㎡）又はほふく室（1人3.3㎡） 2歳児 保育室又は遊戯室：1人1.98㎡ 屋外遊戯場（付近の代替地可）：2歳児に対し1人3.3㎡ 医務室 ※保育所と同様の基準 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の特性上、基準は設けない <div data-bbox="1193 1048 1540 1299" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>居宅訪問型の役割は以下を基本</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応 ②保育所等が滞退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応 ③ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応 </div>
★ 耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者の居宅等の活用を想定している現行の取扱い（基本的には上乗せ規制なし）を基本に、更に検討 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の取扱い（保育所と同様、上乗せ規制あり）を基本に、小規模保育の取扱いを踏まえ、更に検討 	<ul style="list-style-type: none"> 規制を設けないことを基本とするが、訪問先の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるよう促すこととする 	
連携施設等	<ul style="list-style-type: none"> 「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」の役割を担う連携施設の設定（小規模保育と同様「特例措置」・「経過措置」あり） 嘱託医 	<ul style="list-style-type: none"> 定員19人以下の場合「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿（※地域枠の分のみ）」の役割を担う連携施設の設定（小規模保育と同様「特例措置」・「経過措置」あり） 嘱託医 	<ul style="list-style-type: none"> 一律には求めないが、障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めることを基本 	

※事業所内保育事業の地域枠に関しては、国として示す全国的な基準としては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みとする方向

※事業所内保育事業については①認可を受ける設置者となる企業（主たる設置・運営主体である企業）を1つに特定すること、②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について取り決めを行い、これらの内容を協定書等の形で締結すること、を前提として複数企業による共同運営を可能とする

※地域枠を設けない事業所内保育施設は、地域型保育給付の対象にはならないが、引き続き施設としては継続することは可能であり、雇用保険からの助成対象にはなり得る

※居宅訪問型保育の対象として、離島・へき地等で他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合も対象とする

◆地域子ども・子育て支援事業の基準について

第10回子ども・子育て会議等資料より作成



H25.12.26
時点での案

事業	検討状況
利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 実施要綱案が示されており、実施主体は市町村のほか、市町村が認めた者へ委託等を行うことも可能。 実施類型は「基本型＝独立した事業として行われている形態」と「特定型＝行政の一環として行われる側面が強い形態」に区分され、その実施要件は「基本型」が、①子育て家庭の「個別ニーズ」の把握〔情報集約・相談〕、②「個別ニーズ」に応えるため、幅広く地域にある施設・事業の総合的な利用者支援〔情報提供・利用支援〕③関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりなど〔連絡調整・広報啓発〕。「特定型」は基本型のうち①と②。 実施要綱案の連携機関に児童相談所を明記するとともに、従来の地域支援の1つとして実施している訪問支援等も利用者支援事業に引き継ぐ方向。
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障審議会児童部会での検討結果が報告書として示されている（内容については次ページ）。
妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 「望ましい基準（一妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するよう、各市町村が、その判断に基づいて妊婦健診を実施する場合の参考）」は、現在、母子保健課長通知において示している健診回数（14回）・実施時期、検査項目と同程度の内容とする方向。
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> 「一般型」、「基幹型加算」、「余裕活用型」、「幼稚園型」、「訪問型」の類型で実施（「一般型」「幼稚園型」「訪問型」の基準の検討状況については施策News10号を参照）。 「一般型」の内、1日当たり平均利用児童数3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができる。 「余裕活用型」については、本体施設の定員の範囲内において実施することとする（職員の兼務も可）。 「一般型」の補助単価は、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、年間延べ利用児童数25人以上の要件を撤廃し、300人未満の補助単価について、非常勤職員1人を雇用できる単価とする方向。また、保育従事者の保育士比率によって段階的に対応する方向。 「幼稚園型」の補助単価は、利用児童1日当たり単価を設定し、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、事業規模に配慮し、補助額の上限・下限を設けることとする方向。また、長期休業日等に実施する場合や、長時間の預かりを実施する場合は、追加的な職員配置の必要性を個別に考慮し、加算を行う方向。園児以外の子どもを受け入れる場合は、終日の職員配置を前提に、別単価を設定する方向。
延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 「一般型（仮称※現行制度のもの）」に加えて、居宅訪問型保育に準じた訪問事業として「訪問型」を創設。 「一般型」の加算分の配置基準については現行の基準を基本。補助単価の設定方法については現行を基本に実施施設の規模の違いも換算して設定する方向。 「訪問型」の基準は居宅訪問型保育に準ずることとし、施設における少人数の延長保育需要への対応や障害児等の延長保育需要への対応など、利用児童にとっての環境を考慮し、市町村が実情に応じて実施できることとする方向。
病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「訪問型」の類型で実施。 「病児対応型」・「病後児対応型」の人員配置基準および設備基準等については現行の基準を基本とし、職員の資質向上のための研修の機会を確保する方向。 「体調不良児対応型」については、現行の基準を基本とした上で、医務室が設けられている場合は認定こども園、事業所内保育、小規模保育での実施も可能とする方向。 「訪問型」については、現行の基準を基本としつつ、研修内容・体制のあり方等について、今後検討。
多様な主体の参入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度においては、市町村が非常勤職員等による支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業を新制度の前倒しとして実施。 設置主体によっては、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から、事業を活用することについても引き続き検討。

※実費徴収に係る補足給付を行う事業については、今後公定価格の議論と併せて検討

※「地域子育て支援拠点事業」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「要保護児童等に対する支援に資する事業」「子育て短期支援事業」「ファミリー・サポート・センター事業」についても、子ども・子育て会議等での議論を踏まえて、必要な改善を行う方向

◆放課後児童クラブの基準について

新制度において地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる放課後児童クラブの基準については、社会保障審議会児童部会（放課後児童クラブの基準に関する専門委員会）にて検討されており、最終的な報告書案が示されたところです。国が定めるこの基準を踏まえ、市町村が設備及び運営の基準を条例として策定する必要があります。

【基準の方向性】

従うべき基準	従事する者	放課後児童指導員 ※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）であって、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援などに必要な知識・技能を補完するための研修を受講した者を基本とする【★研修については原則として都道府県が実施することが適当】 ※有資格者以外の者についても業務に従事することは可能とするが、有資格者以外の者でも、放課後児童クラブに従事するに当たって最低限必要な知識等をもって職務に当たることが望ましいため、新たに策定するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当
	員数	2人以上配置することとし、その内1人以上は有資格者とする ※小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とする。ただし、この場合の専任の職員は有資格者とする ことが適当
参酌すべき基準	児童の集団の規模	おおむね40人までとする ※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとする ※「児童数」の考え方について、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当
	施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> 児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の専用室又は専用スペースを確保する 子どもの体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを設ける 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備える
	開所日数	<ul style="list-style-type: none"> おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定める
	開所時間	<ul style="list-style-type: none"> 平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定める
	その他	※「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定められる方向

なお、省令の冒頭には事業や基準の目的について記載するとともに、省令上の基準として定めるものの他、放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、現行の放課後児童クラブガイドラインの内容を基本として、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、新たに策定するガイドライン等により明確化する方向性であることが示されています。

【新たにガイドライン等で示すべき主なもの】

- ・放課後児童クラブの具体的な機能・役割の明確化
(放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化を含む。)
- ・資格要件としての研修科目・内容等
- ・児童と継続的な関わりを持つ経験を有する者における資格要件の考え方
- ・職員の資の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制
- ・安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点
- ・障害のある子どもの受入体制
- ・被虐待児、養育困難家庭など特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応

【その他の留意事項】

- ・利用手続については、これまでどおり地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当
- ・市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある
- ・放課後児童クラブの入所について、優先的に受け入れるべき児童の考え方を、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示す
- ・「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の子どもの居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが必要